

資料－ 1

地方自治体が発注する企画提案型（プロポーザル）業務委託 応募講師（以下単に「企画提案型講師」）養成講座取扱要領

1. 目的

この要綱は、国や関連機関並びに県、市町から毎年度「プロポーザル（提案企画型）」により発注される契約に即対応できる講師発掘のため必要な事項を定めるものである。

2. 講座の内容

- 平成 29 年 11 月 4 日（土）13：00～17：00 企画提案型講師養成研修
（受講必須・4 時間）
平成 29 年 12 月 3 日（日）10：00～17：00 企画提案型講師審査（6 時間）

3. 応募資格

応募は、以下の条件を全て満たす方とします

- (1) 資格登録会員である方（中部支部所属）
- (2) 研修講師として 5 年以上の知識経験を有する方
- (3) 心身ともに健康であり、支部からの委託に応じられる方

4. 応募期間 平成 29 年 9 月 14 日（水）～平成 29 年 10 月 18 日（水）

5. 定員 15 名（最小開催人数 10 名）

6. 提出書類

応募される方は、下記の書類を事務局まで提出して下さい。

- (1) 「企画提案型講師申込書 兼 講師履歴申告書」（様式－ 1）・・・提出部数 1 部
- (2) 「応募提案書（PP テキスト）」（様式－ 2）・・・提出部数 6 部

7. 企画提案型講師養成講座（受講必須・4 時間）【受講費用 6,500 円】

(1) 応募提案書（PP テキスト）内容の審査

企画提案型講師審査委員会（支部規則「事業スタッフ選定委員会に関する規則」を準用）は、提出された書類の審査を行います。なお、必要に応じて、提出書類の内容等について追加資料の要請又は面接を行う場合があります。

(2) ショートプレゼン練習

実際の発注者による「ショートプレゼン（20 分間程度）」を想定した対応訓練などを行います。

8. 企画提案型講師審査（6 時間）【受講費用 9,800 円】

(1) 応募提案書（PP テキスト）によるプレゼン

企画提案型講師審査委員会による書類審査に合格した「応募提案書（PP テキスト）」を用いて、要約プレゼン（20 分+口頭試問 5 分）を行います。

(2) 応募者による相互フィードバックの実施

企画提案型方式の演習を兼ねる為、受講者全員が相互に研鑽する場を兼ねるものとします。

9. 企画提案型講師養成研修審査結果の通知

企画提案型講師審査委員会は「審査結果」を「事業スタッフ選定委員会」へ答申しその最終結果を応募された方へ「審査結果の通知」として連絡します。

10. 企画提案型講師審査委員会

(1) 審査委員の構成

支部長、副支部長（3名）、事業推進部長、事業推進グループ長を構成員とする。なお、審査委員は応募者が3親等以内の親族である場合や審査に直接かかわりのある利害関係者の場合は委員を除外します。また、公務等により委員会へ出席できない場合は、委員としての業務を支部役員など委嘱することができるものとします。

(2) 審査業務

原則として、本取扱要領に準拠して行うものとします。

(3) 審査基準

審査基準は、別紙「企画提案型講師養成講座・審査・評価カード・集計表」に基づき行います。

11. 地方自治体（県・市等）発注の企画提案型研修募集への講師の対応（平成29年度）

(1) 応募テーマへの企画提案準備

募集テーマの研修テキストを作成します。

(2) 関係書類の作成

応募先により関連書類として、講師プロフィール、講師履歴書等を合わせて作成して頂く場合があります。（地方自治体の指定様式がある場合はその様式とします。）

(3) 書類の提出

事務局が関係書類を取りまとめて地方自治体へ提出します。

(4) 結果の通知

応募先による書類審査（一次審査「採否」）が通りますと、二次審査として（ショートプレゼン）が行われます。なお、一次審査、二次審査は、原則的に応募講師が対応するものとします。

（募集研修一覧は別表をご覧ください。）

(5) 謝金等の取り扱い

原則として、提出書類の作成並びに一次審査、二次審査にかかります諸費用は講師負担となりますので予めご了承願います。

なお、プロポーザル契約が成立し、研修実施後に支部規定に基づき、交通費、謝金等をお支払いいたします。

附則 この取り扱い要領は、平成29年7月19日における幹部会で承認されましたので、同日から施行します。なお、この要領に関します疑義については企画提案型講師審査委員会」で検討を行い「事業スタッフ選定委員会」に諮るものとする。